

監 第 3 3 号
令和8年8月17日

雲南市長 石 飛 厚 志 様

雲南市監査委員 坂 本 偉 健
雲南市監査委員 中 村 辰 眞

令和7年度雲南市公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和8年7月24日付財政第55号で審査に付された事項について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 度

雲南市公営企業経営健全化審査意見書

雲 南 市 監 査 委 員

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施場所及び期間	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の結果	1
資金不足比率	1
第6 まとめ	2
第7 審査意見	2

(注) 1 文中及び各表中の数値、比率は原則表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの 「－」・・・該当数値のないもの

令和7年度 雲南市公営企業経営健全化審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）
なお、この審査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の対象

- 1 令和7年度 資金不足比率
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象会計

公 営 企 業	法適用	水道事業会計
		病院事業会計
		下水道事業会計

第3 審査の実施場所及び期間

実施場所：雲南市役所会議室

期 間：令和8年7月24日から令和8年8月17日まで（25日間）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、担当課から説明を受け実施した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（単位：％）

区 分	令和7年度	令和6年度	増減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	* 1	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	

- ・資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。
- ・令和7年度決算に基づく、雲南市の公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額はなく、資金不足比率は算出されなかった。

* 1 工業用水道事業会計は、令和6年度末をもって廃止。

【経営健全化基準の適用】

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定めることとなる。

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	流動負債	企業債等	流動資産	控除財源	資金剰余額
水道事業会計	令和7年度	507,500	402,579	1,788,341	0	1,683,420
	令和6年度	510,684	421,479	1,711,827	37,300	1,585,322
	増減額	△3,184	△18,900	76,514	△37,300	98,098
工業用水道 事業会計 *1	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	0	0	19,641	0	19,641
	増減額	—	—	△19,641	—	△19,641
病院事業会計	令和7年度	933,459	540,587	2,435,553	0	2,042,681
	令和6年度	963,764	580,441	2,747,553	0	2,364,230
	増減額	△30,305	△39,854	△312,000	0	△321,549
下水道事業 会計	令和7年度	1,322,742	1,174,946	627,371	0	479,575
	令和6年度	1,343,749	1,186,807	511,271	5,483	348,846
	増減額	△21,007	△11,861	116,100	△5,483	130,729

・(資金剰余額＝流動資産－控除財源－(流動負債－企業債等))

*1 工業用水道事業会計は、令和6年度末をもって廃止。

いずれの会計も、資金不足額を生じていない。

第6 まとめ

公営企業におけるいずれの会計も資金剰余額を生じている。水道事業会計は前年度に比べ 98,098 千円増加し 1,683,420 千円、病院事業会計は前年度に比べ 321,549 千円減少し 2,042,681 千円、下水道事業会計は前年度に比べ 130,729 千円増加し 479,575 千円となり、いずれも資金不足はない。

この資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足額を生じていないため、国の定める適正基準の範囲内となっている。

第7 審査意見

公営企業の健全化判断を示す資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足が生じていないため、該当の数値はなく特に指摘すべき事項はない。国の定める適正基準の範囲内となっているが、この経営健全化基準(20.0%)はあくまでも公営企業の不健全な状態を示す目安に過ぎず、今後もこの基準に近づかない事業運営に努められたい。